

※協会のうごき

R 7年 3月

- 4日 中央支部理事会
- 5日 自民党建築設計議員連盟・日事連常任理事会  
政研通常総会(村田会長出席東京)  
広報委員会秋田の住宅コンクール担当部会
- 15日 建築士会東北ブロック会青年建築士会連絡協議会  
第14回東北ブロック青年あきた大会(村田会長出席)
- 17日 (公財)秋田県木材加工推進機構理事会  
(村田会長出席能代市)
- 18日 広報委員会秋田の住宅コンクール担当部会
- 24日 日事連理事会(村田会長出席東京)
- 26日 理事会

R 7年 4月(予定)

- 10日 (公社)日本建築積算協会東北支部秋田支所総会  
(村田会長出席)
- 17日 本部監査
- 22日 中央支部理事会
- 24日 本部理事会



第7回 理事会報告

- ◎日時 令和7年3月26日(水) 13:30~
- ◎会場 東カンビル 協会事務室
- ◎出席 理事9名

◆報告事項

- ①日事連関係報告(常任理事会・正副会長会議・政研通常総会)
- ②(公財)秋田県木材加工推進機構理事会報告
- ③(公財)日本建築士会連合会東北ブロック会青年建築士会あきた大会出席報告
- ④建築士事務所登録手数料改定報告
- ⑤各支部状況報告
- ⑥会費の値上げについて
- ⑦委員会報告(広報秋田の住宅コンクール担当部会)

◆協議事項

- ①令和6年度収支計算書(見込み)、令和7年度事業計画(案)及び収支予算書(案)について
- ②事務所登録業務の登録事務規定の改正について
- ③日事連年次功労者表彰候補者の推薦について
- ④会員の異動について  
正会員…クリエイティブライフ、宮堀建築設計、大成工務店→退会  
協力会員…アース→退会  
賛助会員…秋田プライウッド、小松ウオール工業、ナガワ→入会

建築士事務所登録手数料改定のお知らせ

秋田県建築士事務所登録等手数料徴収条例の改正により、建築士事務所の登録手数料が申請一件につき、**2万3千円となります**。この条例は令和7年4月1日から適用されます。

1級	15,000円→ <b>23,000円</b>
2級・木造	10,000円→ <b>23,000円</b>

建築士事務所登録申請書(新規登録)オンライン化について

令和7年4月1日より、建築士法第23条第1項に基づく建築士事務所の「新規」登録申請について、対面受付、郵送受付に加え、建築士事務所登録受付システムによるオンライン受付を開始します。  
※当協会HPから入れます。

「更新」登録申請、登録事項変更届、廃止届等の申請については従来通りの対面受付・郵送受付のみとなります。

秋田県建設部営繕課からのお知らせ

◎秋田県営繕工事における入札時積算数量書活用方式実施要領の制定  
「秋田県営繕工事における入札時積算数量書活用方式実施要領」及び関連する基準を制定し、令和7年4月1日以降に県が入札公告等を行う工事から適用することといたしました。

なお、同要領の施行に伴い、「秋田県営繕工事における入札時積算数量書活用方式試行要領」及び関連する基準を廃止します。

【制定した要領等】

- ①秋田県営繕工事における入札時積算数量書活用方式実施要領
  - ②秋田県営繕工事における入札時積算数量活用方式実施要領の運用
- ※令和7年4月1日以降に入札公告等を行う工事から適用

【廃止する要領等】

- ①秋田県営繕工事における入札時積算数量書活用方式試行要領
  - ②秋田県営繕工事における入札時積算数量活用方式の実施にかかる運用
- ※令和7年3月31日付け廃止

◎「秋田県営繕工事情報共有システム試行要領」の制定等について

「秋田県営繕工事情報共有システム試行要領」を制定し、令和7年4月1日以降に入札公告等を行う工事から適用することといたしました。

また、営繕工事及び業務委託において、地下埋設物の損傷等による公衆災害防止を図るため、「地下埋設物・架空線等上空施設の事故防止マニュアル(営繕工事)」を令和7年2月より運用しております

◎「営繕工事の設計及び工事監理業務委託基準」等の改訂について

次のとおり「営繕工事の設計及び工事監理業務委託基準」の改訂をしました。

【改訂した基準】

- ・「営繕工事の設計及び工事監理業務委託基準」
- ・「設計等業務委託料算定基準」
- ・「営繕工事設計業務委託共通仕様書」
- ・「営繕工事監理業務委託共通仕様書」
- ・「営繕工事設計業務委託特記仕様書」
- ・「営繕工事監理業務委託共通仕様書」

【適用】 令和7年4月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。



☆上記の、制定した基準、改訂した基準は秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」に掲載しております。

日事連/建築物省エネ法講習(小規模非住宅)解説動画等の公開

令和7年4月1日より省エネ基準への適合が義務化される小規模非住宅建築物において、床面積の合計が300㎡未満の場合に使用できる「モデル建物法(小規模版)」の計算プログラムを用いた省エネ基準への適合確認方法等について説明した動画を、日事連HPに公開しております。  
建築物省エネ法講習のご案内(日事連HP)

<https://www.nir.or.jp/list/class/2025/01874.html>

令和7年度 建築士定期講習第1期

令和7年6月4日(水)秋田テルサ 開催予定